

堺市公報 第390号	令和7年11月21日発行
 堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市事務決裁規則の一部を改正する規則
【総務局行政部行政総務課】 2

- 堺市市税条例施行規則の一部を改正する規則
【財政局税務部税制課】 2

<告示>

- 堺市市税条例に基づく寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定について
【財政局税務部税制課】 3

- 土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について
【環境局環境保全部環境対策課】 4

- 南部大阪都市計画景観地区の変更について
【建築都市局都市計画部都市計画課】 4

- 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について
【建築都市局都市計画部都市計画課】 5

- 特定生産緑地の指定の解除について
【建築都市局都市計画部都市計画課】 6

<公告>

- 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
【建築都市局都市計画部都市計画課】 7

- 都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 7

- 都市公園の開設に係る公告及び縦覧について
【建設局公園緑地部公園監理課】 8

<上下水道局告示>

- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定について
【上下水道局サービス管理部事業サービス課】 11

規則

堺市事務決裁規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月21日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第73号

堺市事務決裁規則の一部を改正する規則

堺市事務決裁規則（昭和36年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第11条住宅部長専決事項を定める部分第13号中「助言」を「公表、助言」に改め、「勧告」の次に「、報告の徴収、立入検査、質問、登録、改善命令、登録の取消し」を加え、「報告の徴収、改善命令及び計画」を「管理計画」に、「取消し」を「取消し等」に改め、同部分第14号中「認可、命令」を「助言、指導、勧告、公表、報告の徴収、立入検査、質問、命令、認可」に、「勧告、助言、援助」を「援助、要請」に、「指導、指示、公表及び報告の徴収」を「指示等」に改め、「こと」の次に「（重要又は異例なものに限る。）」を加える。

第12条住宅施策推進課長専決事項を定める部分第5号中「助言」を「公表、助言」に改め、「勧告」の次に「、報告の徴収、立入検査、質問、登録、改善命令、登録の取消し」を加え、「報告の徴収、改善命令及び計画」を「管理計画」に、「取消し」を「取消し等」に改め、同部分に次の1号を加える。

(6) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく助言、指導、勧告、公表、報告の徴収、立入検査、質問、命令、認可、認可の取消し、承認、援助、要請、検査、認定、指示等に関すること（重要又は異例なものを除く。）。

附則

この規則は、令和7年11月28日から施行する。

堺市市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月21日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第74号

堺市市税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 堺市市税条例施行規則（平成12年規則第109号）の一部を次のように改正する。

様式第34号中「第5条の8」を「第5条の18」に改める。

第2条 堺市市税条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第34号中「第5条の18」を「第5条の20第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第1条の規定は令和7年11月28日から、第2条の規定は老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）附則第1条第3号の政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市市税条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市市税条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

告 示

堺市告示第434号

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第17条第2項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条例第17条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月21日

堺市長 永 藤 英 機

法人の名称及び所在地	指定年月日（対象となる寄附金）
社会福祉法人 こころの窓 堺市東区日置荘西町8丁1番1号	令和7年10月27日 (令和7年1月1日以後に支出された寄附金)

~~~~~  
堺市告示第435号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

堺市西区築港新町一丁2番2の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 その他

当該形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する。

~~~~~  
堺市告示第436号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画景観地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該都市計画に係る図書については、公衆の縦覧に供する。

令和7年11月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画の種類

景観地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

堺市

3 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

~~~~~

堺市告示第437号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該都市計画に係る図書については、公衆の縦覧に供する。

令和7年11月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

堺市

3 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

~~~~~

堺市告示第438号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を解除したので、同条第2項において準用する同法第10条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月21日

堺市長 永 藤 英 機

位置	面積	備考
堺区三宝町四丁266番1	1167m ²	第10号生産緑地地区
堺区向陵西町三丁144番	393m ²	第32号生産緑地地区
堺区向陵西町三丁147番2	138m ²	
北区金岡町1839番2	151m ²	第210号生産緑地地区
北区金岡町1840番1	1035m ²	
中区八田寺町23番3の一部	743m ²	第313号生産緑地地区
中区土塔町3294番	618m ²	第358号生産緑地地区
東区日置荘原寺町457番1	776m ²	第436号生産緑地地区
西区草部219番1	601m ²	第479号生産緑地地区
西区草部945番2	1075m ²	第486号生産緑地地区

中区深阪四丁2573番	627 m ²	第631号生産緑地地区
西区鳳南町五丁678番の一部	1138.5 m ²	第1024号生産緑地地区

※生産緑地の位置及び面積は買取り申出時のもの

公 告

堺市公告第707号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき大阪府から送付を受けた南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（令和7年10月31日大阪府告示第1404号）に係る図書の写しを、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年11月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画の変更に係る土地の区域

南部大阪都市計画区域

2 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

~~~~~

### 堺市公告第708号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月21日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 開発区域

堺市北区金岡町3026番13

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区内平野町二丁目3番14号

株式会社ホームズ

代表取締役 有田 稔

~~~~~

堺市公告第709号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園の設置について、次のとおり公告する。

令和7年11月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称及び位置

番号	名称	位置
1	石原町ふれあい緑地	堺市東区石原町二丁273番9

2 区域

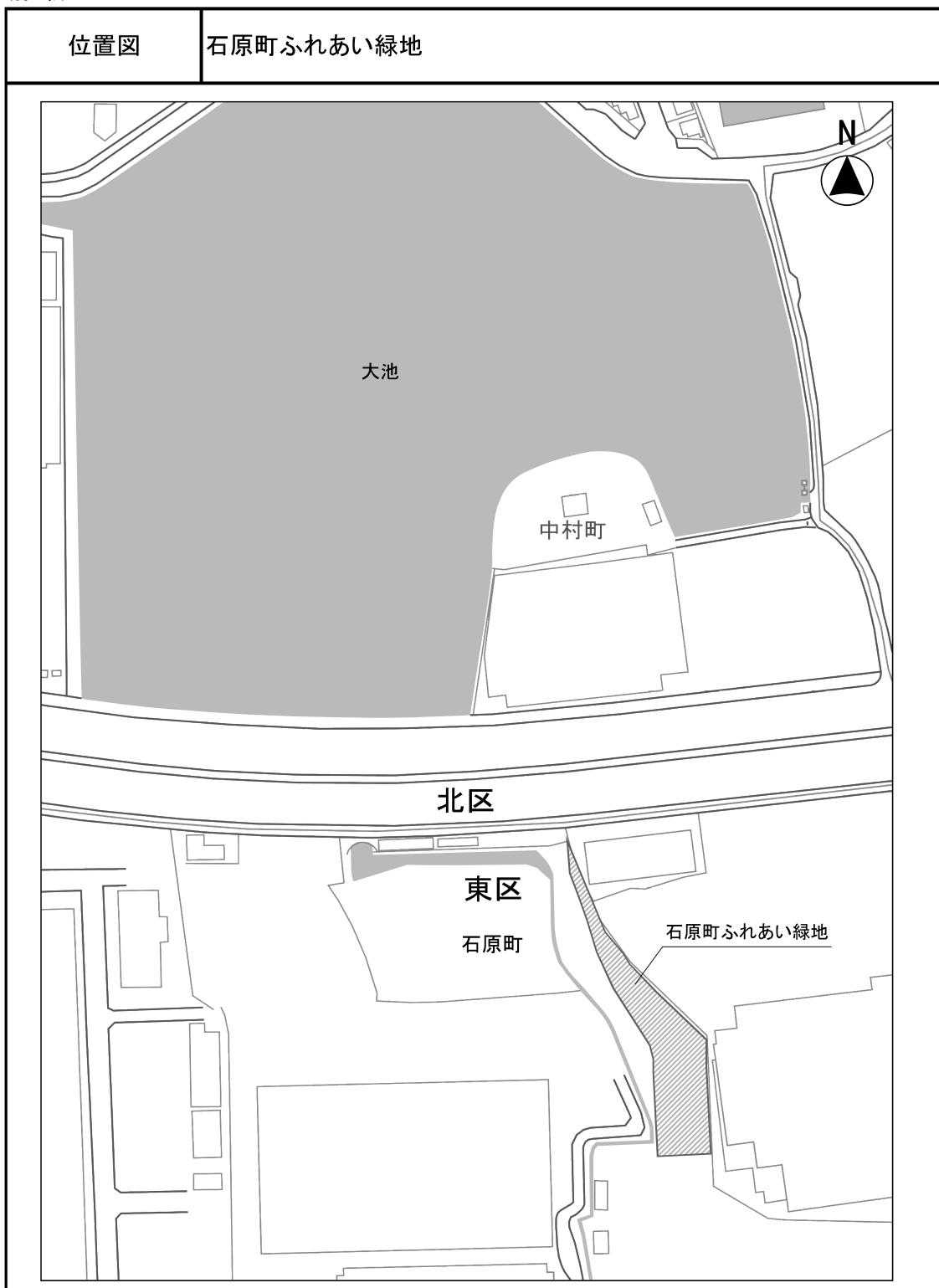
別紙のとおり

詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

令和7年11月21日

別紙





上下水道局告示

堺市上下水道局告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年11月21日

堺市上下水道事業管理者 森 功一

水道料金・下水道使用料のコンビニエンスストア及びモバイル決済サービスを利用した決済における指定納付受託者（指定日 令和7年10月3日）（指定期間 令和7年12月1日から令和12年11月30日まで）

指定納付受託者の名称	事務所の所在地
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地